

資料編

資料編

1 山武市健康づくり計画の策定過程

日程	会議や調査等	主な協議事項や内容
令和4年		
7月～8月	健康づくりに関する調査の実施 ・18歳以上の市民 ・1,500人対象	【調査項目】 ▶健康状態 ▶健康診査・がん検診 ▶栄養 ▶身体活動・運動 ▶アルコール ▶たばこ ▶こころの健康づくり、自殺予防総合対策 ▶歯と口の健康づくり ▶推進体制、基盤整備 など、約64問
8月～9月	アンケート調査のまとめ	*回収数（8月12日現在）：670通（44.7%）
8月～9月	庁内事業調査（締め切り9月9日）	▶事業の目的・内容、進捗状況の把握 ▶次期計画に向けての考えの把握
9月～10月	庁内事業調査のまとめ 計画骨子案の作成	
10月27日	第1回山武市健康づくり推進協議会及び自殺対策連絡協議会	▶計画策定の背景と目的について ▶第2次計画の策定体制及びスケジュールについて ▶第1次計画の評価及び事業調査結果について ▶市民アンケート調査について ▶第2次計画の骨子について
11月～12月	計画素案の作成	
令和5年		
1月	第2回山武市健康づくり推進協議会・自殺対策連絡協議会（書面開催）	▶第2次計画素案について
1月～2月	パブリックコメントによる計画原案への意見募集	
1月27日～ 2月27日	パブリックコメント実施 公表方法：市のホームページ、健康支援課窓口 意見数：0件	

2 山武市健康づくり推進協議会

(1) 設置要綱

平成22年10月1日告示第108号

改正

平成23年9月1日告示第134号

平成24年11月15日告示第129号

平成25年3月29日告示第29号

平成27年3月27日告示第39号

平成30年3月28日告示第61号

令和3年3月29日告示第83号

(設置)

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条の規定により策定された山武市健康増進計画を総合的に推進し、市民の健康づくりを推進するため、山武市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 山武市健康増進計画の推進に関すること。
- (2) 山武市健康増進計画の評価及び見直しに関すること。
- (3) その他、市民の健康づくりに関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 山武郡市医師会山武市ブロックの代表者
- (2) 山武郡市歯科医師会山武地域の代表者
- (3) 山武市薬剤師会の代表者
- (4) 地方独立行政法人さんむ医療センターの代表者
- (5) 山武市議会文教厚生常任委員会委員長
- (6) 山武市保健推進員協議会の代表者
- (7) 山武市民生委員・児童委員協議会の代表者
- (8) 子育て世代の代表者
- (9) 山武市ゴールドクラブ連合会の代表者
- (10) 学識経験のある者
- (11) 山武市校長会の代表者
- (12) 千葉県山武健康福祉センター長
- (13) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見又は説明を聞き、若しくは資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第8条 協議会は、第2条に示す所掌事務を行うため、作業部会を設置する。

2 作業部会は健康増進計画に関する事項について調査、研究し、その成果を協議会に報告するものとする。

3 作業部会の委員は、別表に掲げる関係職員をもって構成する。

4 作業部会を統括するため部会長を置き、部会長は部会員の互選により選出するものとする。

5 部会長は、作業部会の会務を総括し、会議の議長となる。

6 作業部会を開催するに当たり、部会員の他に出席の必要がある場合は、部会長の許可のもと出席を求めることができる。

(事務局)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉部健康支援課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成23年9月1日告示第134号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成24年11月15日告示第129号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日告示第29号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日告示第39号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日告示第61号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月29日告示第83号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

健康増進計画作業部会委員名簿

番号	部	課	係
1	総合政策部	企画政策課	政策推進係
2	総務部	市民自治支援課	市民自治支援係
3	市民部	国保年金課	国民健康保険係
4	産業振興部	農政課	農政係
5		商工観光課	商工係
6	教育部	子ども教育課	指導室
7		生涯学習課	生涯学習係
8		スポーツ振興課	スポーツ振興係
9		学校給食センター	成東学校給食センター
10	保健福祉部	子育て支援課	児童福祉係
11			幼保こども園係
12		社会福祉課	障がい福祉係
13			社会福祉係
14		高齢者福祉課	高齢者福祉係
15			地域包括支援センター
16		健康支援課	健康医療係
17			母子保健係
18			成人保健係
19	社会福祉法人山武市社会福祉協議会		

(2) 委員名簿

委嘱期間：令和3年7月1日～令和5年6月30日

区 分		氏 名	備 考
1号 委員	山武郡市医師会山武市ブロックの代表者	岩崎 達弥	令和3年7月1日～ 令和4年5月31日
		小林 正	令和4年6月1日～
2号 委員	山武郡市歯科医師会山武地域の代表者	門山 訓丈	
3号 委員	山武市薬剤師会の代表者	並木 佳久	
4号 委員	地方独立行政法人さんむ医療センターの代表者	坂本 昭雄	
5号 委員	山武市議会文教厚生常任委員会委員長	石川 和久	
6号 委員	山武市保健推進員協議会の代表者	加瀬 志津子	
7号 委員	山武市民生委員・児童委員協議会の代表者	善塔 雄	令和3年7月1日～ 令和4年11月30日
		布留川 芳子	令和4年12月22日～
8号 委員	子育て世代の代表者	藤島 真左美	令和3年7月1日～ 令和4年3月31日
		原 昌枝	令和4年4月1日～
9号 委員	山武市ゴールドクラブ連合会の代表者	井野 敬一	
10号 委員	学識経験のある者	石原 啓次	
11号 委員	山武市校長会の代表者	中村 幸子	令和3年7月1日～ 令和4年3月31日
		土屋 淳子	令和4年4月1日～
12号 委員	千葉県山武健康福祉センター長	中村 恒穂	

3 山武市自殺対策連絡協議会

(1) 設置要綱

平成26年3月19日告示第28号

改正

平成27年3月27日告示第39号

平成30年9月10日告示第145号

令和3年3月29日告示第83号

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、自殺防止のための普及啓発や人材育成、ハイリスク者への個別支援など、本市における自殺対策を総合的に推進するため、山武市自殺対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市の自殺に関する実態把握に関すること。
- (2) 自殺対策に関する情報収集及び情報交換をすること。
- (3) 自殺対策に関する普及啓発・人材育成の取組に関すること。
- (4) 自殺に関するハイリスク者への支援に関すること。
- (5) 自殺対策の総合的な取組に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、自殺対策に関すること。

(委員)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関の代表者又は代表者が指名した者をもって委員とし、構成する。

- 2 市長は、山武市自殺対策連絡協議会名簿を作成し、前項に定める関係機関の代表者の承認を得てこれに名称又は氏名を登録するものとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を総括し、会務を総務する。
- 4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

(担当者会議)

第6条 協議会は、第2条の所掌事務を円滑に行うため、担当者会議を開催することができる。

- 2 担当者会議は、協議会委員が指名した者をもって構成し、自殺対策を行っている者の知識及び経験を自殺対策の支援に関する施策に反映させるため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 自殺に関する情報提供に関すること。
- (2) 自殺に関する実態把握に関すること。
- (3) 自殺対策に関する支援を行っている事例の総合把握に関すること。
- (4) 自殺対策に関する啓発活動に関すること。
- (5) 自殺対策に関する支援者の知識・技術向上のための研修に関すること。

- 3 担当会議は、健康支援課長が必要に応じて招集する。
- 4 座長は健康支援課長とし、副座長は座長が指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長の職務を代理する。

(個別支援会議)

第7条 協議会は、第2条の所掌事務を円滑に行うため、個別支援会議を開催することができる。

- 2 個別支援会議は、具体的な事例により、関係する者をもって構成し、個別の自殺対策に関する具体的な支援の内容を検討するため、次に掲げる事項について協議する。

(1) 自殺対策に関する個別の状況の把握及び問題点の確認に関すること。

(2) 自殺対策に関する個別支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有に関すること。

- 3 個別支援会議は、健康支援課長が必要に応じて招集する。
- 4 座長は健康支援課長とし、副座長は座長が指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長の職務を代理する。

(守秘義務)

第8条 協議会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第9条 協議会における関係機関との連絡調整やその他事務を処理するため、事務局を健康支援課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日告示第39号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年9月10日告示第145号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和3年3月29日告示第83号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

番号	機関名
1	千葉県山武健康福祉センター
2	千葉県山武警察署
3	医療法人静和会浅井病院
4	山武郡市広域行政組合東消防署
5	中核地域生活支援センター
6	山武市社会福祉協議会
7	山武市ボランティアセンター
8	山武市民生委員児童委員協議会
9	山武市保健推進員協議会
10	山武市総務部市民自治支援課
11	山武市市民部国保年金課
12	山武市市民部収税課
13	山武市保健福祉部社会福祉課
14	山武市保健福祉部子育て支援課
15	山武市保健福祉部高齢者福祉課
16	産業振興部商工観光課
17	山武市教育部子ども教育課
18	山武市教育部生涯学習課
19	山武市保健福祉部健康支援課（事務局）
20	市長が特に認める者

(2) 委員名簿

機 関 名	役 職 名	委 員 名
千葉県山武健康福祉センター	地域保健課長	佐野 恵美子
千葉県山武警察署	生活安全課長	林 輝夫
医療法人静和会浅井病院	地域連携入退院支援室 課長	川合 隆世
山武郡市広域行政組合東消防署	署長	斎藤 孝通
中核地域生活支援センター さんネット	所長	吉井 稔
山武市社会福祉協議会	事務局長	川島 勝喜
山武市民生委員児童委員協議会	会長	布留川 芳子
山武市保健推進員協議会	会長	加瀬 志津子
山武市総務部市民自治支援課	課長	齋藤 俊一
山武市市民部国保年金課	課長	伊藤 美枝子
山武市市民部収税課	課長	鈴木 昌子
山武市保健福祉部社会福祉課	課長	尾高 貴
山武市保健福祉部子育て支援課	課長	岩澤 恵子
山武市保健福祉部高齢者福祉課	課長	松崎 康寛
山武市産業振興部商工観光課	課長	高山 義則
山武市教育部子ども教育課	課長	中村 之彦
山武市教育部生涯学習課	課長	秋葉 正明
山武市保健福祉部	部長	竹宮 哲哉
山武市保健福祉部健康支援課（事務局）	課長	依田 卓爾

令和5年1月12日現在

山 武 市 第 2 次 健 康 づ く り 計 画

発 行 日：令和 5 年 3 月

編集・発行：山武市保健福祉部健康支援課

産業振興部農政課

〒289-1392

千葉県山武市殿台 296 番地

TEL （健康支援課）0475-80-1171～1173・1381

（農政課） 0475-80-1211



山武市第2次健康づくり計画

令和5年3月